

金融監督庁組織規則（総理府令第四十号）

改正案	現行
<p>（証券取引検査官室）</p> <p>第十五条 証券取引等監視委員会の事務局（以下「事務局」という。）総務検査課に、証券取引検査官室を置く。</p> <p>2 証券取引検査官室においては、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）及び金融先物取引法（昭和六十三年法律七十七号）に基づく検査（証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項及び金融先物取引法第九十二条第二項の規定により委任されたものに限る。次条第二項において同じ。）の実施に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p>	<p>（証券取引検査官室）</p> <p>第十五条 証券取引等監視委員会の事務局（以下「事務局」という。）総務検査課に、証券取引検査官室を置く。</p> <p>2 証券取引検査官室においては、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）及び金融先物取引法（昭和六十三年法律七十七号）に基づく検査（証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第三十二条の四第二項及び金融先物取引法第九十二条第二項の規定により委任されたものに限る。次条第二項において同じ。）の実施に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p>